○銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務処理要領について（例規）

平成14年３月14日

佐本生保発第60号

改正　平成15年２月佐本生保発第72号、17年３月第115号、４月佐本務発第307号、26年３月第257号、28年３月佐本務発第29号

銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務については、下記により処理することとしたので運用上、誤りのないようにされたい。

記

第１　総則

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）に係る事務の取扱いについては、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第２　申請書の受理等

１　申請書等の受理及び進達

警察署長（以下「署長」という。）は、規則第１条第１項に規定する申請書又は届出書の提出を受けたときは、当該申請書等の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認して受理し、この要領の定めるところにより所定の事項を調査したうえで、生活安全企画課長を経由して１通を警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するとともに、１通を当該警察署で保管しなければならない。

２　使用人届出の取扱い

署長は、規則第３条第１項に規定する使用人に係る届出を受理したときは、記載事項を調査したうえで、同条第２項の使用人届出済証明書を交付するものとする。

３　所持許可申請書等の取扱い

(1)　署長は、規則第４条に規定する申請書を受理したときは、次に掲げる事項を調査するものとする。

ア　申請書及び添付書類の記載内容について虚偽の記載又は重要な事実の不記載の有無

イ　法第５条及び第５条の２に規定する許可の欠格事由に該当する事実の有無

(2)　署長は、次に掲げる場合は、意見を付して本部長に進達しなければならない。

ア　法第４条第１項第３号又は法第６条第１項に該当する者から所持許可申請があった場合

イ　法第５条第１項第11号又は第３項に該当する疑いのある者から所持許可申請があった場合

ウ　その他、所持を許可するに当たって疑義がある場合

４　許可証の書換え、再交付

署長は、規則第10条第１項に規定する許可証の書換申請書又は規則第11条に規定する許可証の再交付申請書を受理したときは、当該申請の理由が事実に相違ないかを調査しなければならない。

５　備付け銃

署長は、法第９条の６第１項に規定する教習用備付け銃及び法第９条の11第１項に規定する練習用備付け銃（以下「備付け銃」という。）について備え付け又は届出事項の変更の届出を受理したときは、直ちに当該備付け銃の存在及び保管設備の状況を調査しなければならない。

６　射撃場指定申請書の取扱い

署長は、府令第10条に規定する指定射撃場の指定申請書を受理したときは、府令第４条から第７条までに規定する基準に該当しているか否かを調査し、許否の意見を付して本部長に進達しなければならない。

第３　他の公安委員会への通知

政令第７条の３の規定による他の都道府県公安委員会への通知は、銃砲刀剣類所持許可異動通知書（様式第１号）により行うものとする。

第４　行政処分

１　署長は、法第10条の９及び第11条第１項から第５項までに規定する行政処分を行う必要があると認められる事案が判明したときは、速やかに、意見を付して本部長に進達しなければならない。

２　１の進達を行う場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア　所持許可者供述調書の写し

イ　関係者及び参考人の供述調書の写し

ウ　処分の理由となる事件の送致書の写し

エ　その他、処分の理由となる事実を証明するために必要な書類

３　被処分者に対する行政処分の通知は、次に掲げる処分の内容に応じ、それぞれ定める

様式により、被処分者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。

ア　法第10条の９に規定する指示　指示書（様式第２号）

イ　法第11条第１項から第５項までに規定する許可の取消し　取消処分決定通知書(様式第３号)

４　前項により通知した行政処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）の定めるところにより取り扱うものとする。

第５　不許可及び認定の取消し

１　法第５条、第９条の５第２項又は第９条の10第２項の規定により申請に対し許可又は認定をしない場合の通知は、申請（不許可・不認定）通知書（様式第４号）により行うものとする。

２　法第９条の５第３項又は第９条の10第３項の規定により、教習資格又は練習資格の認定を取り消す場合の通知は、教習（練習）資格認定取消通知書（様式第５号）により行うものとする。

第６　登録銃砲刀剣類の措置等

１　法第17条第３項の規定により佐賀県教育委員会から佐賀県公安委員会に通知があったときは、生活安全企画課長は、当該通知に係る銃砲又は刀剣類の所持者の住所地を管轄する署長にその旨を通知しなければならない。

２　法第23条に規定する銃砲又は刀剣類の発見の届出を受理した署長は、当該発見者が法第14条第１項の登録を希望する場合には生活安全企画課長を経由して佐賀県教育委員会に通報し、当該発見者が法第４条の所持許可を希望する場合には発見の経緯等を調査するとともに所持許可申請書の提出を求めるものとする。

第７　銃砲等の管理

生活安全企画課長及び各署長は、所属に猟銃等所持者カード（様式第６号）、鉆打銃等所持許可カード（様式第７号）、刀剣類所持許可台帳（様式第８号）及び射撃場台帳（様式第９号）を備え、所要の事項を記録しておかなければならない。

様式第1号

<table>
<tr><td colspan="5">第　　号
年　月　日

公安委員会　殿

佐賀県公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持許可異動通知書</td></tr>
<tr><td rowspan="3">旧</td><td>住　所
氏　名
生年月日</td><td colspan="3">県　市　町　番地
郡　村
年　月　日生</td></tr>
<tr><td>種　類</td><td colspan="3">ライフル銃、散弾銃、空気銃、刀剣類</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td>第　　号</td><td>許可年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">新</td><td>住　所
氏　名
生年月日</td><td colspan="3">県　市　町　番地
郡　村
年　月　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可番号</td><td rowspan="2">佐公(　　)第　　号</td><td>許可年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>許可年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>異動事項</td><td colspan="3">譲受　　相続　　住所異動</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">旧許可証添付　　廃棄</td></tr>
</table>

様式第2号

第　　号

住　所
氏　名
生年月日

指　示　書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9の規定により、次のとおり指示します。

1　指示事項

2　理由

3　履行期限

年　月　日
佐賀県公安委員会　印

(教示)
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号

第　　号

住　　所
氏　　名
生年月日

取消処分決定通知書

年　　月　　日付け第　　号で許可した

は次の理由により取り消します。

年　　月　　日
佐賀県公安委員会　　印

理　由

(教示)
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)提起することができます。

様式第4号

第　　号

住　所
氏　名
生年月日

申請(不許可・不認定)通知書

年　月　日付け　　申請については、次の理由により(許可・認定)しません。

年　月　日
佐賀県公安委員会　印

理　由

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号

第　　号

住　　所
氏　　名
生年月日

教習(練習)資格認定取消通知書

　　年　　月　　日付けで交付した教習(練習)資格認定証は、次の理由により取り消します。

年　　月　　日
佐賀県公安委員会　　印

理　由

(教示)
　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)提起することができます。

様式第6号　　（表）

猟銃等所持者カード

索引	決裁	課長					作成担当者	月日	廃止担当者	月日

所持者	本籍			
	住所			
	職業			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年　月　日（　歳）		

関係証明書等		現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証	講習修了証明書	技能検定合格証明書	教習修了証明書
	交付年月日				
	番号				
	交付者				

再交付関係	年月日	再交付理由	写真

（裏）

所持状況										
	銃種									
	許可年月日									
	確認年月日									
	許可番号									
	許可証番号									
	銃番号									
	用途目的									

検査関係	年月日	指摘事項	担当者	記載事項変更関係				
				許可番号	年月日	変更内容	電算処理 月日	担当者

様式第7号

鋲打銃等所持許可カード

佐賀県　警察署		本　籍	都道府県　区市郡　町村
許可番号	第　号	住　所	市郡　村町
銃　種	鋲打銃　救命索発射銃	職　業	
	麻酔銃　その他（　）	氏　名	
許可年月日		生年月日	
銃番号		替銃身	
型　式		譲渡者	
名　称			
実測口径			
銃全長			
銃身長			
適合実包			

検　査　欄

検査年月日	印	検査年月日	印

様式第8号

刀 剣 類 所 持 許 可 台 帳

<table>
<tr><td>刀剣類所持者の本籍
（又 は 国 籍）
住 所 、 職 業
氏 名
生 年 月 日</td><td colspan="4">本籍（国籍）
住 所
年 月 日生</td></tr>
<tr><td>許 可 年 月 日</td><td></td><td rowspan="5">刀剣類</td><td>種 別</td><td></td></tr>
<tr><td>許 可 番 号</td><td></td><td>刃 渡</td><td>ミリ</td></tr>
<tr><td>譲 受 年 月 日</td><td></td><td>製 作 者 名</td><td></td></tr>
<tr><td>確 認 年 月 日</td><td></td><td>特 徴</td><td></td></tr>
<tr><td>譲 渡 年 月 日</td><td></td><td>用 途</td><td></td></tr>
<tr><td>備 考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第9号

射　撃　場　台　帳

名　　称	
所　在　地	
指定年月日及び番号	
射撃場の区分	
使用できる銃砲	
使用できる実包	
設置者の住所及び氏名	
管理者の本籍、住所、氏名及び生年月日	
備　　考	

様式第１号

様式第２号

様式第３号

様式第４号

様式第５号

様式第６号

様式第７号

様式第８号

様式第９号